

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：奈良県緑化土木協同組合
住所：奈良県奈良市東紀寺町2-8-8

2. 指名停止措置期間 自 令和5年7月18日 3ヶ月
至 令和5年10月17日

3. 事実概要

奈良県緑化土木協同組合は、令和5年3月15日に淀川ダム統合管理事務所発注の「天ヶ瀬ダム右岸法面対策工事」を落札決定後に契約辞退した。

また、令和4年度近畿地方整備局内2件の工事契約履行中に履行不能届が提出され契約解除に至った。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 鈴木 一夫
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564